

要　望　書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年7月

全　国　市　議　会　議　長　金　長
会　長　山　田　一　仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長　吉　本　勸　曜
(岩出市議会議長)

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	地方創生の推進について	2
3	参議院選挙における合区の解消について	4
4	地方議会議員のなり手の確保等について	5
5	厚生年金への地方議会議員の加入について	7
6	防災・減災対策の充実強化について	8
7	消防防災体制の充実強化について	10
8	過疎地域の自立促進について	12
9	合併市町村に対する支援の拡充について	13
10	社会保障・税番号制度に係る取組強化について	14
11	基地対策関係予算の確保等について	15
12	治安対策の強化等について	17
13	所有者不明土地対策について	18
14	北方領土返還について	19
15	竹島の領有権確立について	21
16	日米地位協定の抜本的な改定について	22
17	人権救済制度の確立について	23

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきており、平成26年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、農地転用許可権限の地方への移譲、地方版ハローワークの創設をはじめとした事務・権限の移譲が実現をみている。

平成30年の提案募集については、5年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの提案が多数提出されたところであり、現在、政府において12月の対応方針の決定に向けて検討が進められている。

地方分権改革は着実に進展しているが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

2 国の出先機関改革

国の出先機関については、事務・権限の必要性を精査した上で、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

3 「国と地方の協議の場」における実効性のある運営

「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

2 地方創生の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年となる平成31年度を翌年に控え、次期総合戦略も視野に入る中、地方創生を実現するためには、地方創生に係る事業の円滑な実施のための必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差を是正することが重要である。

また、国と地方が相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の適切な位置付け

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

2 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続

地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。

3 地方創生推進交付金の総額確保等

地方創生推進交付金については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、地域の実情を踏まえた、自由度の高い、より使い勝手のよいものとすること。また、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

また、地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金、その他地方創生関連補助金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があることから、地方の意見等を十分踏まえ、要件の緩和など弾力的な運用と積極的な採用を図り、施設整備事業等の需要に適切に配慮すること。

4 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

5 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

6 地方への分散を促進する取組の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組を積極的に推進すること。

3 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、今回の合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、国においては、平成28年の合区による参議院選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

4 地方議会議員のなり手の確保等について

地方分権改革の進展に伴い、市議会の役割と責任が高まる一方、我が国の人ロ減少と高齢化が加速し、議員のなり手不足は、町村にとどまらず、小規模市などにおいても重大な問題となりつつある。

このため、地方議会自らが継続的な自己改革に取り組み、議会の魅力を高めるとともに、議会への多様な人材の参画を促し、また、議会の機能を強化する制度改正を行い、この問題の解消に取り組む必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 多様な人材の議会参画を促す環境整備

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないようすること。
- (2) 議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備など、女性や若者を含め幅広い層から多様な人材を確保するための労働法制の整備、その他の環境整備を図ること。
- (3) 地方議会議員に対する手当として、期末手当のほか、例えば子育て世帯の議員に対する育児手当等の支給を可能とすること。
- (4) 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 更なる地方議会の機能強化

更なる地方議会の機能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

3 今後の市町村議会のあり方

国が検討している「集中専門型議会」と「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択できる制度については、現場である市町村議会の意見を幅広く、かつ真摯に聴取し、出された意見や指摘を重く受け止め、方針の抜本的な見直しを行うこと。

4 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議會議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

5 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

5 厚生年金への地方議会議員の加入について

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専業化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

6 防災・減災対策の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災などの大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害、豪雪、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生が懸念されている。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山防災対策等の充実強化

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

7 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るために、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 緊急防災・減災事業債の充実強化

緊急防災・減災事業債については、今後も地域の実情や災害態様の多様性に応じた柔軟で幅広い防災・減災事業に活用できるよう、対象事業及び財政措置を充実強化すること。

3 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねないことから、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対しても、財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化す

ること。

5 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

平成25年4月に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

8 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定された過疎法の下、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成33年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんすること。

3 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

平成33年3月末で失効する現行過疎法後において、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記した新たな制度を創設すること。

また、現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の制度を維持すること。

なお、新たな過疎対策法における過疎地域の指定については、現行の過疎指定地域を引き続き指定するとともに、人口や財政力のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

9 合併市町村に対する支援の拡充について

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、平成22年3月末で一区切りとされたところである。

合併市町村は、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題を抱えていることから、更なる支援措置の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

10 社会保障・税番号制度に係る取組強化について

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

同制度は、平成27年10月から個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付と制度の運用が開始され、平成29年11月には地方自治体と他の行政機関等との情報連携及びマイナポータルの本格運用が始まったところであり、今後とも円滑な制度の運用が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 制度の運用に係る財政措置の拡充

情報連携及びマイナポータルの本格運用等の制度の運用に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。

2 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

11 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えの翌年度に増額されている経緯を踏まえ、増額すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、

国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

12 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方公共団体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。
- (3) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

13 所有者不明土地対策について

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴い、不動産登記等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない所有者不明土地が全国的に急増し、社会問題化している。

平成29年12月の学識経験者や実務者の民間プラットフォームである「所有者不明土地問題研究会」の最終報告書によると、その面積は、平成28年度地籍調査結果からの拡大推計で約410万ヘクタールに及ぶとされ、今後、大量の相続発生により所有者不明土地が一層増加することが見込まれると公表された。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等において用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となっており、その影響は、災害復興、都市計画、空き家対策、森林整備など公共事業の停滞や土地有効利用の阻害に及んでいる。

現在、国土政策及び土地登記制度において具体的検討が進められているが、地方自治体の喫緊の問題として、抜本的な解決が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方公共団体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備

地方公共団体等が所有者不明土地をより円滑に利活用、又は適切に管理できるよう、環境整備を行うこと。

2 所有者不明土地に関する情報基盤の整備

所有者不明土地の早期解消のため、個人情報保護に配慮しつつ簡易な手続きにより所有者の探索が行えるよう、土地に関する情報基盤の整備を検討すること。

3 不動産権利に関する登記制度の見直し

所有者不明土地の発生を防止するため、相続及び所有権移転にかかる情報が担保されるよう、不動産の権利に関する登記制度の在り方について早急に検討すること。

14 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は永年の日本国民の悲願である。

また、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

これまで日ロ間では様々な合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

一方、ロシアをめぐる国際情勢が複雑化する中、日ロ間の首脳レベルでの対話が活発に重ねられており、平成28年12月の日ロ首脳会談では、北方四島での共同経済活動について議論され、今後も協議を続けることが合意されるなど、北方領土問題の具体的進展に向けた動きが注視されるところである。

このような状況を踏まえ、早期の返還実現に向けて、返還要求運動をより効果的な国民総意の運動へと展開し、北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えていくことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、対ロ外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

2 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

3 北方四島における共同経済活動の実現

平成28年12月の日ロ首脳会談において協議を開始することで合意された北方四島における共同経済活動の実現にあたっては、北方領土隣接地域のこれまでの歴史的経緯や交流実績、地理的優位性を活かし、北方領土隣接地域と北方四島を「北方四島経済活動特区」として位置付けるとともに、共同経済活動の実現に向けた協議を加速すること。

15 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

平成24年8月、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなどの対応を取ったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

16　日米地位協定の抜本的な改定について

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に関係自治体や議会は強く抗議し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るために、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。

17 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

